

マツ材線虫病発生国からの輸入マツ材の植物検疫要求（仮訳）

一、 検疫根拠

1. 「中華人民共和国出入国動植物検疫法」、「中華人民共和国出入国動植物検疫法実施条例」
2. 「中華人民共和国生物安全法」
3. 国際植物検疫措置標準

二、 商品名称

本公告でいう「マツ材」の学名は*Pinus spp.*、英文表記はPine woodであり、原木と製材を含む。

三、 適用国家

カナダ、日本、韓国、メキシコ、ポルトガル、スペイン、米国。

四、 輸出前の検疫

（一） 原木

1. 輸出前、輸出国の植物防疫主管機関は、中国向けの輸出原木ごとに、毎回、実験室におけるマツ材線虫（*Bursaphelenchus xylophilus*）の検測を行う。マツ材線虫が検出された場合、中国向けに輸出をしてはいけない。
2. マツ材線虫が検出されていない原木の輸出前に、ブロモメタン（しゅうかメチル）、フッ化スルフリルを用いた燻蒸処理を実施し、カミキリムシ等林木有害生物の防除を確実に行う。

（二） 製材品

1. 輸出前、毎回輸出製材品ごとに熱処理を行い、マツ材線虫、カミキリムシ等林木有害生物を防除する。
2. 熱処理実施のない場合、本要求の第四条第（一）款の規定に従い、サンプリング後、マツ材線虫の実験室検測と燻蒸処理を実施する。

（三） 検疫処理の監督管理

中国向けマツ材の輸出前の燻蒸処理又は熱処理は、輸出国の植物防疫主管機関の監督管理の下で実施し、検疫処理の有効性を確保する。

（四） 植物検疫証明書の要求

1. 輸出前に検疫合格の原木又は製材に対し、輸出国の植物防疫主管機関は植

物検疫証明書を付与すること。

2. 実験室検測と燻蒸処理を受けた原木又は製材に付与される植物検疫証明書に、燻蒸薬剤の種類、処理の持続時間、環境温度、薬剤使用量を明記するとともに、添付「声明」の中に「This consignment of pine wood has been sampled and tested in laboratory, and *Bursaphelenchus xylophilus* was not detected.」を示すこと。
3. 輸出前に熱処理を実施した製材に付与される植物検疫証明書に、材内の中心温度、処理の持続時間を明記すること。

五、入国の検疫

中国の税関は、入港埠頭において以下の要件に基づいて検疫を実施する。

- (一) 輸入マツ材は中国のマツノザイセンチュウ指定疫区にある指定埠頭（下記付録参照）から入港する。
- (二) 植物検疫証明書が本要件の第四条第（四）款の規定に合致するかを確認検査する。
- (三) 関連法律、行政法規、規章等規定に基づき、輸入マツ材に対する検疫を実施し、サンプルに対する実験室検測を行う。検疫に合格した場合、入国を認める。
- (四) マツノザイセンチュウ又はカミキリムシ等林木有害生物が検出された場合、検査対象のマツ材に対し差し戻し又は焼却処理の処分を下す。税関総署は適時に輸出国の植物防疫主管機関に通報し、状況に応じて関係企業、産地からのマツ材の輸入を一時停止する。

六、実施状況の評価

マツノザイセンチュウ疫病の状況の発生及び埠頭においての発見に基づき、税関総署はリスク評価を行い、評価結果により本植物検疫要求について調整を行う。

付録

マツ材線虫病発生国からの輸入マツ材の指定入港埠頭リスト

江蘇省：連雲港（贛榆港、燕尾港、新東方埠頭）、南京港（龍潭埠頭、新生圩埠頭）。

浙江省：寧波北侖港、舟山港、温州港、台州港。

福建省：福州港（馬尾、江陰）。

山東省：黄島港、日照港、日照嵐山港、董家口港。

広東省：仏山南海三山港、肇慶新港、黄埔港、东莞港、珠海湾仔港、汕头広澳港。